

第 488 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 7 月 1 日（火）5 階共用第 1 会議室

中家室長	定刻となりました。 本日は御多忙のところ第 488 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は使用者側代表の竹中委員が欠席しておりますが、委員 15 名のうち、公益委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の計 14 名が出席され、全委員の 3 分の 2 以上の出席となっており、最低賃金審議会令第 5 条 2 項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本審議会は公開審議としており、3 名の方が傍聴されています。 それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
栗山会長	これより第 488 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。 議事に入る前に、事務局から審議会への報告があるということですので、事務局からお願いします。
中家室長	59 ページの資料№12 を御覧ください。 2025 年 6 月 19 日付けで全労連東海北陸地方協議会議長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「歴史的な物価高騰のもとで最低賃金 1,500 円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」が提出されています。 また、要請書には関係資料が添付されています。 要請書の内容としましては、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること、全国一律最低賃金制度を実現すること、審議会答申に審議の経過と答申額の根拠を記載すること、ほか全 9 項目の要請となっております。 なお、要請書の宛先は岐阜労働局長が併記されており

	ます。 以上、御報告申し上げます。
栗山会長	ただ今事務局から報告がありました要請書に関して、御質問等ありますでしょうか。
各委員	(発言なし)
栗山会長	各委員におかれましては、要請書の内容を御確認いただきますようお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議題 1「岐阜県最低賃金の改正決定(諮問)並びに特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無(諮問)について」です。 岐阜労働局長から諮問を受けます。
原田 労働局長	それでは、「岐阜県最低賃金改正決定に係る諮問」と「特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問」の2つの諮問をさせていただきます。 (諮問文を朗読、諮問文を会長に手渡す。) よろしくお願いします。
栗山会長	はい、承知しました。
	(事務局が諮問文の写しを配布)
栗山会長	ただ今お受けしました諮問について、説明をお願いします。
原田 労働局長	岐阜地方最低賃金審議会の皆様におかれましては、日頃から岐阜地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 ただ今、岐阜県最低賃金の改正につきまして諮問いたしました。 今年も昨年同様、賃金と物価の好循環を実現する社会的な機運を背景に、春季労使交渉の賃上げ率について、連合岐阜の第3回集計結果では4.90%と、昨年の4.88%と同水準の高い伸び率となっております。

	一方で、直近令和 7 年 5 月の岐阜市の消費者物価総合指数をみますと、令和 2 年を 100 とした場合に 112.3 と、前年同月比で 4.0% の上昇となっております。 毎月勤労統計調査結果では、名目賃金指数を消費者物価指数で除した岐阜市の実質賃金指数は令和 7 年 4 月で 79.6 と、前年比マイナス 6.7% となっております。 また、財務省東海財務局岐阜財務事務所が公表しております令和 7 年 4 月判断の岐阜県内経済情勢によりますと、総括判断として「岐阜県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされております。 公労使の皆様におかれましては、今年の賃上げの状況、物価の動向、企業の業況など、最低賃金法に定める 3 要素のデータに基づき、真摯な御議論をよろしくお願い申し上げます。 また、6 月 13 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、いわゆる「骨太方針」において、最低賃金に関する記載がございます。 読み上げさせていただきますと、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。」とされております。 委員の皆様におかれましては、政府方針にも御配慮いただいた審議をお願い申し上げます。 また、特定最低賃金の改正の必要性に係る御審議では、労使のイニシアティブを十分に発揮していただき、真摯な御議論をよろしくお願い致します。
栗山会長	ただ今、説明がありましたとおり、原田労働局長から「岐阜県最低賃金の改正に係る諮問」と「特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問」に係る調査審議を求められました。

	まず、「岐阜県最低賃金」に係る審議に入ります。 岐阜県最低賃金の改正諮問については、最低賃金法第25条第2項の規定により専門部会を設置し、審議を進めてまいりたいと思います。 次に本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。
安藤 室長補佐	御説明いたします。 お手元の資料目次及び資料を御覧ください。 資料№1から資料№9までが岐阜県最低賃金改定に係る資料です。 まず、生計費に係る資料として、1ページ、資料№1が岐阜県公表の「岐阜市消費者物価指数令和7年5月分」、3ページ、資料№2が「消費者物価指数の推移」です。 次に、岐阜県の賃金引上げ状況に関する資料として、5ページ、資料№3が連合岐阜公表の「連合岐阜 2025 春季生活闘争第3回集計結果」、7ページ、資料№4が岐阜県経営者協会の「2025 年春季労使交渉・賃金改定調査第10報」、9ページ、資料№5が岐阜県公表の「毎月勤労統計調査結果」です。 次に事業の賃金支払能力に関する資料として、19ページ、資料№6は岐阜財務事務所が令和7年4月に公表した「岐阜県内経済情勢」31ページ、資料№7が岐阜労働局公表の「有効求人倍率の状況」です。 最後に政府方針に係る資料として、39ページ、資料№8が本年6月13日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」、43ページ、資料№9が「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、いわゆる「骨太方針」です。 なお、中央最低賃金審議会は、本年度まだ開催されておりませんので、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への目安諮問文の写しは資料としておりません。 説明は以上です。

栗山会長	ただ今説明がありました配布資料に関して、御質問等ありますでしょうか。
各委員	(発言なし)
栗山会長	よろしいでしょうか。 それでは、これらの配布資料について確認し、次回の審議会に御出席ください。 次の議題に移ります。 議題 2 「岐阜県最低賃金改正諮問後における関係労使の意見聴取について」です。 事務局から説明をお願いします。
中家室長	それでは御説明いたします。 岐阜県最低賃金の審議に際しては、最低賃金法第 25 条並びに最低賃金法施行規則第 11 条に基づき、公示による関係労使への意見聴取を実施しています。 意見陳述については、昨年度から、従来の意見書提出に加え、意見陳述を実施しており、その時期は目安伝達に係る本審の場で実施されております。 本年度の日程では、目安伝達に係る本審が 7 月 30 日に予定されていることから、7 月 30 日開催の第 489 回岐阜地方最低賃金審議会で意見陳述を実施することが適当と考えます。 次に意見陳述を行う者の選定についてです。 最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項において、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者、その他関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」とされ、意見書を提出していない者でも意見陳述することは可能ではありますが、全国的に大半の局が意見書の提出者を、意見陳述を行う者としていることから、昨年同様、意見書を提出した団体等のうち、意見陳述を希望する者を選出することにしたいと考えております。

	また、意見陳述の時間については、本審全体の審議時間を考慮し、質疑応答等を含め 30 分程度とし、1 人当たりの意見陳述時間は 10 分以内としたいと考えております。
栗山会長	ただ今、事務局から説明のありました「関係労使からの意見聴取」に関して、意見陳述を 7 月 30 日の本審において実施すること、意見陳述を行う者の選定については、意見書を提出した団体等のうち、意見陳述を希望する者として、意見陳述の設定時間は 30 分程度とし、1 人当たりの陳述時間は 10 分以内とするという実施案について、御意見をお伺いします。 まず労働者側委員はいかがでしょうか。
栗本委員	ただ今の事務局提案で異議はございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
栗山会長	それでは「関係労使からの意見聴取」については、労使双方に御賛成をいただきましたので、この案により実施することといたします。 委員の皆様、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
栗山会長	それではそのように決定させていただきます。 次に議題 3「岐阜県最低賃金専門部会の議事公開について」です。 事務局から説明をお願いします。
中家室長	岐阜県最低賃金専門部会の議事公開については、「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき、公開範囲を決めております。令和 5 年度から本審、岐阜県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会全ての会議において、公労使三者が集まって議論を行う場については傍聴人を入れ、議

	事を公開しているところです。なお、公労、公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としております。 また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場について、ホームページ掲載により公開しております。 このことについては、本年3月18日に開催された第486回岐阜地方最低賃金審議会において、令和7年度も令和6年度と同じ公開範囲とすることを決定しております。 なお、先ほど事務局から報告させていただきました全労連東海北陸地方協議会からの要請書には、専門部会の二者協議の公開及び議事録の公開が要請事項となっていることを御報告いたします。
栗山会長	ただ今の事務局からの議事公開に関する説明について、双方御意見ありますでしょうか。
各委員	(意見なし)
栗山会長	労使双方意見がないようですので、公労・公使の二者協議を除く、公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場については、ホームページ掲載により公開することを確認しました。 特に御異議ございませんか。
各委員	異議なし。
栗山会長	それでは次に移ります。 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。 先ほど労働局長から諮問を受けました。 事務局から説明してください。

安藤 室長補佐	特定最低賃金の改正決定に関する申出状況について御報告いたします。 49 ページ資料№10 を御覧ください。 岐阜県で設定されている特定最低賃金 3 業種について、改正の申出書の提出があり、 51 ページが「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」 53 ページが「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、 55 ページが「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」、 これら 3 業種につきまして、改正決定の申出書が提出されました。 この 3 業種の申出要件につきまして事務局で審査しましたところ、 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については申出必要労働者数 4,561 人のところ、5,815 人、 自動車・同附属品製造業については、申出必要労働者数 5,877 人のところ、6,307 人 航空機・同附属品製造業については、申出必要労働者数 2,120 人のところ、3,696 人 について賃金の最低額に関する労働協約の適用が確認され、いずれの業種も適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意が得られており、申出の要件を備えているものと認められましたので、本日改正決定の必要性の有無について諮問することといたしました。 なお、申出要件の労働者数については 57 ページ、資料 №11 を確認願います。 以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、御意見を伺いたと思います。 まず、労働者側委員から伺います。

栗本委員	特にございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	改正決定の必要性の有無につきましては、今後の審議会でしっかり審議をさせていただき、回答をさせていただきたいと思います。
栗山会長	それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきましては、次回 7 月 30 日の本審において引き続き審議することとします。 次の議題に移ります。 議題 4「その他」ですが、事務局から何かありますか。
中家室長	2 点ございます。 初めに、公示に関する連絡事項について説明します。 本日、岐阜県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、岐阜県最低賃金専門部会を設置することを御確認いただきました。 そこで、最低賃金法第 25 条第 3 項、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項の規定に基づき、岐阜県最低賃金専門部会委員の推薦に関する公示を本日举行することとし、推薦期限を 7 月 22 日（火曜日）とします。 併せて、最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条の規定に基づき、関係労使からの意見聴取に関する公示も 7 月 22 日（火曜日）を意見書の提出期限として本日举行することとしますので、よろしくお願いします。 2 点目は特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の提出についてです。意見書の提出について、8 月 14 日（木曜日）を期限として関係団体に依頼しますので、重ねてよろしくお願いいたします。 以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 各委員の皆様からは何かございますでしょうか。

各委員	(意見なし)
栗山会長	よろしいでしょうか。 それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会とします。本日はありがとうございました。